

改正案	現 行
<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">ガス工作物技術基準の解釈例</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月19日制定 平成29年3月31日改正</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>	<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">ガス工作物技術基準の解釈例</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月19日制定 平成28年12月28日改正</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>
<p>(離隔距離)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>4 告示第4条第2項に規定する「厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁」とは、対象物を有効に保護できるものとする。</p> <p>(防消火設備)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第123条に規定する特定ガス工作物以外のガス工作物に係わる防消火設備は次のとおりとする。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保安電力等)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>九 告示第4条第2項に規定する水噴霧装置若しくはこれと同等以上の防火上有効な設備</p> <p>(自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器)</p> <p>第118条 省令第52条第3項に規定する「適切な自動ガス遮断装置」とは、ガス事業法施行規則第202条第10号に定めるものをいい、その規格及び設置方法は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(離隔距離)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>4 告示第4条第1項に規定する「厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁」とは、対象物を有効に保護できるものとする。</p> <p>(防消火設備)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第37条の3に規定する特定ガス工作物以外のガス工作物に係わる防消火設備は次のとおりとする。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保安電力等)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>九 告示第4条第1項に規定する水噴霧装置若しくはこれと同等以上の防火上有効な設備</p> <p>(自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器)</p> <p>第118条 省令第52条第3項に規定する「適切な自動ガス遮断装置」とは、ガス事業法施行規則第108条第10号に定めるものをいい、その規格及び設置方法は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>2 (略)</p>